

2020年3月20日(金)

パプアニューギニアにお住まいの皆様及び渡航中又は渡航予定の皆様へ

【ポイント】

●本日、豪州政府は、豪州の空港でのトランジットを認めないとの決定をしたとの情報に接しましたので、取り急ぎお知らせします。

- 1 20日(金)夕刻、PNG国内で初の新型コロナウイルス陽性患者が確認された旨報じられました。
- 2 豪州政府は20日、豪州の空港でのトランジットを認めない旨決定しました。豪州経由での帰国をお考えの方は、航空会社に確認の上、代替フライトを検討願います。
- 3 但し、現在PNGへの出入国はシンガポール経由でのみ可能です。現在のシンガポールの入国制限は以下のとおりですが、最新の情報は在シンガポール日本大使館ホームページをご確認下さい。
  - (1) シンガポール政府は、3月20日23時59分以降、シンガポールに入国しようとする全ての旅行者(市民・永住者・長期滞在ビザ所持者・短期滞在者)はSHN(Stay-Home Notice/シンガポール帰国日から14日間の自宅待機/外出禁止)措置。SHN期間の居所(自宅/ホテル等)の証明書を提示する必要がある(例えば、全期間をカバーするホテルの予約、または住居地)。SHN対象者は、シンガポール入国後14日間、常に居所に留まる必要がある。
  - (2) SHNは、トランジットエリアを離れずに乗り継ぎをする旅行者には適用されない。

○在シンガポール日本大使館HP

[https://www.sg.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.sg.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

4 在留邦人の皆様におかれましては、手洗いうがいなど感染予防の徹底をはかるとともに、人が密集する閉鎖された場所はなるべく避けるなど、感染予防対策に努めてください。なお、PNG保健省は、新型コロナウイルス感染の可能性や症状(発熱、咳、呼吸困難等)がある場合、PNG保健省ホットライン(+675-7196-0813)に電話連絡し、滞在していた渡航先及び現在の所在地等を通報し、今後の病院での検査等について指示を仰ぐように呼びかけています。

○PNG保健省HP

<https://www.health.gov.pg/subindex.php?news=1>

○PNG保健省フェイスブックページ

<https://www.facebook.com/PNGNDOH/>

○WHO・PNG事務所フェイスブックページ

<https://www.facebook.com/WHOPapuaNewGuinea/>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに配信されております。

**【問い合わせ先】**

在パプアニューギニア日本国大使館

住所：Godwit Road, Waigani, Port Moresby, NCD, Papua New Guinea

電話： 3211800

国外からは（国番号 675） 321-1800

E-mail： [sceo.j@pm.mofa.go.jp](mailto:sceo.j@pm.mofa.go.jp)

ファックス： 323-0153

国外からは（国番号 675） 323-0153

ホームページ： <http://www.png.emb-japan.go.jp/j/index.html>